

# 東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付要綱細則

(TOKYO地域資源等活用推進事業)

令和3年8月18日制定

「東京都島しょ地域中小企業等振興補助金」の採択、及び交付に関する基準は、「公益財団法人東京都島しょ振興公社補助金等交付規則」(平成元年11月16日規則第2号)及び「東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付要綱(TOKYO地域資源等活用推進事業)」(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほかはこの細則の定めるところによる。

## 1 補助対象事業者について

補助対象事業者は、補助対象事業を補助事業年度にとどまらず、引き続き継続して実施できる者とする。

## 2 提出書類について

東京都島しょ地域中小企業等振興補助金の交付申請をした事業者及び交付決定を受けた事業者は、公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下「中小企業振興公社」という。)へ提出した書類及び受領した書類について、全てその写しを理事長へ提出するものとする。

## 3 変更交付申請について

交付要綱第9条に定める変更交付申請が必要なものは、『TOKYO地域資源等活用推進事業』又は『一時支援金等受給者向けTOKYO地域資源等活用推進事業』(以下「地域資源等活用推進事業」という。)において、次のいずれかに該当したときとする。

- (1) 助成事業辞退届を中小企業振興公社に提出した場合。
- (2) 助成事業の内容(経費の配分)変更承認申請書及び助成事業の中止(廃止)承認申請書を中小企業振興公社に提出して、その承認を受けた場合。
- (3) 助成事業の[代表・参加]企業(名称、所在地、代表者名)変更届または、新会社等の設立等をして助成事業のグループ新会社等設立届を中小企業振興公社に提出した場合。
- (4) 助成事業事故報告書を中小企業振興公社に提出した場合。
- (5) 中小企業振興公社より事情変更による地域資源等活用推進事業の交付決定の全部若しくは一部の取消しを受けた場合。ただし、交付要綱第15条第1項第3号による取消の場合はこの限りではない。

## 4 報告及び調査について

理事長は、補助金の交付申請をした事業者及び交付決定を受けた事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項について調査することができる。

## 5 補助事業により取得した財産の取り扱いについて

補助事業により取得した財産(備品等)は補助事業期間終了後も補助事業者が善良なる管理者の注意をもって所有、活用すること。

## 6 財産の耐用年数について

財産の耐用年数表については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に準ずる。

附 則

- 1 この細則は令和3年8月20日から施行する。